

## 条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	公害紛争処理法に規定するあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 45 年神奈川県条例第 44 号	法 規 集	第 5 編第 3 章
所 管 部 局 室 課	環境農政部大気水質課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定並びに公害紛争処理法第 44 条第 2 項の規定に基づき、公害紛争処理法に規定するあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項の規定に基づき、公害紛争処理法に規定する調停及び仲裁に係る手数料を定めるとともに、公害紛争処理法第 44 条第 2 項の規定に基づきあつせん、調停及び仲裁の手續に要する費用を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性  （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	公害紛争処理法に規定するあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等については、公害紛争処理法施行令に定めがあり、本県においては同令と異なる定めとする特段の事情がないことから、本条例において同様の手数料等を定めている。なお、当該政令の改正があった場合には、適宜改正を行っており、適正な内容である。	
	効率性  （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	公害紛争処理法に規定するあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等については、手續に要する費用負担の対象や申請手数料の額を明確に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性  （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	地方自治法及び公害紛争処理法の規定に基づきあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等を定めたものであり、県政の基本的方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性  （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	地方自治法及び公害紛争処理法の規定に基づきあつせん、調停及び仲裁に係る手数料等を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	国において政令の改正が行われた場合には適宜必要な見直しを行う。
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>